

平成28年(ワ)第2572号 損害賠償請求事件

原告 山口 薫

被告 学校法人同志社

準備書面 6

～浜矩子研究科長による教授会誤導による学問の自由の侵害～

平成29年3月6日

京都地方裁判所第6民事部合議はD係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 辰 巳 裕 規

第1. 「原告不在の教授会での研究科長による違法な誤導」に関する答弁書に対する 認否・反論

1. 被告は、平成25年2月6日及び同月11日の教授会において、浜矩子研究科長が、原告不在の場で、定年延長を提案できない理由として、「8コマルール」を満たさないこと、グリーンマネジメント科目の担当を放棄したことを説明したことは概ね認めている(6頁・12頁)。

なお、被告は平成25年2月6日の教授会では、原告の定年延長について意見交換が行われた、同月11日の教授会では、原告の定年延長が議題として取り扱われたとするが正しくない。2月6日の教授会では定年延長の「発議要件」について意見交換がなされたのであり(乙13)、同月11日の教授会では、定年延長の「発議要件」について議題とされたにすぎず(乙14)、原告の定年延長そのものは議題としては教授会に一度も発議されていない。

2. 被告は、ビジネス研究科教授会では、人事案件を審議する際には、対象者は退席する扱いとなっており…、このことは原告も了承していたルールである、浜研究科長は、このルールに基づいて原告が退席した後、研究科長として原告の定年延長を発議できない理由を、事実に従って述べたのである、何ら差別的な意図を含む発言ではないから、違法となるものではないと主張するが否認ないし争う。

- (1) まず浜研究科長が「8コマ担当ルール」なる事実が存在せず、あるいは、ビジネス研究科内で8コマ担当しなければならないという誤った説明をしていたことは既に主張したとおりである。また、グリーンマネジメント科目の科目の強要が違法であることも既に主張したとおりであるところ、浜研究科長はグリーンマネジメント科目の科目を原告に強要することこそ違法であること、それを理由に原告は担当を拒否せざるを得なかったことを正しく説明せず、あたかも原告が正当な理由なく一方的に科目担当を放棄したかのように虚偽説明をしたのである。

(2) そして、2月11日の教授会までは、そもそもグリーンマネジメント科目の問題は原告の定年延長提案拒否の理由として全く掲げられていなかった。原告が退席した場で、はじめてグリーンマネジメント科目の問題が示されたのである(そのことを原告は乙14号証が後日送付されてきて初めて知るに至ったのである)。人事案件の対象者を退席とする扱いはせいぜい審議事項の審議の段階においてのみ慣行的になされていたにすぎない。原告は、これまで一切示されていなかった理由が、原告が退席した後に、原告が反論が出来ない状況下で、不意打ち的に提示され、しかも誤った内容で説明がなされ、教授会を誤導したことが違法であると主張しているのである。反論の機会を教授会の場で与えないまま、不意打ち的にこれまで提示されていなかった理由を新たに付け加え、しかも誤った説明をして教授会を誤導したことは、原告の学問の自由の侵害である。

第2. 求釈明

1. 平成25年2月11日開催「2012年度第15回ビジネス研究科教授会記録」(乙14)の記録者を明らかにされたい。
2. 同記録作成の際に録音はなされていたかについて明らかにされたい。録音がなされていた場合には録音媒体を証拠提出されたい。

以 上